

青森県報

第二千七百六十四号

平成十九年
四月六日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 介護保険法による研修実施機関の指定……………(同) ……二
- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工政策課) ……二
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(構造政策課) ……四
- 右……………(同) ……五
- ふ化業者の登録……………(畜産課) ……五
- 基本測量の終了……………(監理課) ……五
- 公 告
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……六
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……六
- 公安委員会
- 警備員の検定合格者審査の実施……………(生活安全課) ……六
- 警備員指導教育責任者講習(特例措置講習)の実施……………(同) ……八

告

示

青森県告示第三百十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指 定 年 月 日
		短期入所 生活介護	訪問介護			
社会福祉 法人双樹苑	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	生活介護	訪問介護	特別養護老人 ホームなかや ま荘	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	平成 一九・三・六
社会福祉 法人双樹苑	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	訪問介護	訪問介護	今別町ホーム ヘルパーステ ーションひよ り	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の三九	"
社会福祉 法人双樹苑	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の二〇五	通所介護	通所介護	今別町デイサ ービスセンタ ーひより	東津軽郡今別町 大字今別字西田 二四八の三九	"

青森県告示第三百十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開設の場所	指定年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

特別養護老人ホーム
なかやま荘
東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五
平成一九・三・六

青森県告示第三百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人双樹苑	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	介護予防生活介護	特別養護老人ホームなにかやま荘	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	平成一九・三・六	
社会福祉法人双樹苑	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	介護予防訪問介護	今別町ヘルシームステーション	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の三九		
社会福祉法人双樹苑	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の二〇五	介護予防通所介護	今別町デイサービスセンター	東津軽郡今別町大字今別字西田二四八の三九		

青森県告示第三百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十九条の三十三第一項の規定により、次のとおり更新研修の実施に関する事務を行う者を指定したので、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十第三項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人青森県社会福祉協議会	青森市中央三丁目二〇の三〇	平成一九・三・六

青森県告示第三百十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十九年五月七日 午前十時から正午まで	中郷公民館	黒石市
五月八日 午後一時三十分から午後三時まで	六宝館	黒石市
五月九日 午前十一時から午前十一時十分まで	黒石市農業協同組合山一支所	黒石市
五月十日 午前十時から正午まで	黒石市役所車庫	黒石市
五月十一日 午前十時から午後三時まで		黒石市
午後一時から午後二時三十分まで		黒石市

五月十四日	午前十一時から 正午まで	近川集会所	むつ市
"	午後一時三十分から 午後二時三十分まで	関根浜漁民研修センター北関根分館	
五月十五日	午前九時三十分から 午前十時三十分まで	城ヶ沢地区集会所	
"	午前十一時から 正午まで	むつ市学習センター	
"	午後一時から 午後三時まで	海上自衛隊大湊総監部	
五月十六日	午前九時三十分から 正午まで	むつ市中央公民館	
"	午後一時から 午後三時まで	むつ市役所本庁舎車庫	
五月十七日	午前九時三十分から 正午まで	イベント広場	
"	午後一時から 午後三時まで		
五月十八日	午前九時三十分から 正午まで	小泊漁業協同組合	
五月二十一日	午前十一時から 正午まで	下前漁業協同組合	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	中泊町役場小泊支所裏	
五月二十二日	午前九時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合 内潟支店倉庫(旧第六号倉庫)	
"	午後一時三十分から 午後三十分まで	中泊町	
五月二十三日	午前九時三十分から 正午まで	武田支店倉庫(旧第五号倉庫)	
"	午後一時から 午後三時三十分まで		
五月二十四日	午前十時から 正午まで		

"	午後一時から 午後三時まで	中央公民館車庫	鶴田町
五月二十五日	午前十時から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合 鶴田南支店鶴田南ライスセンター	
五月二十八日	午前十時三十分から 正午まで	水元支店廻堰農業米倉庫	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	鶴田町役場車庫	
五月二十九日	午前十時三十分から 正午まで	いたやなぎ農業協同組合 沿川支所倉庫	
"	午後一時から 午後三時まで	小阿弥支所	
五月三十日	午前十時三十分から 正午まで	板柳町公民館	
"	午後一時三十分から 午後三時まで	五所川原市公民館十三分館	
五月三十一日	午前十時三十分から 正午まで	" 太田分館	
"	午後一時から 午後三時まで	五所川原市市浦庁舎車庫	
六月四日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 川倉出張所	
"	午後二時から 午後三時まで	五所川原市市浦出張所	
六月五日	午前九時三十分から 正午まで	五所川原市市浦出張所	
"	午後一時三十分から 午後三十分まで	五所川原市市浦出張所	
六月六日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市市浦出張所	
"	午後一時から 午後二時まで	五所川原市市浦出張所	
六月七日	午前十時三十分から 正午まで	五所川原市市浦出張所	

〃	午後一時から 午後一時まで	芦野池沿群県立自然公園ハツ テリーカー倉庫
六月八日	午前十時三十分から 正午まで	
〃	午後一時から 午後二時まで	

青森県告示第百三十八号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第百九十八号（農業振興地域の指定）の二第
を次のように改正する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 枝 申 郎

十和田市のいづか郷に標記の区域の農地「及び東二十四番町」を「東二十四番町、
元町西四丁目、元町西五丁目、元町西六丁目、元町東二丁目、元町東四丁目、元町東
五丁目、ひがしの一丁目及び一本木沢二丁目」に改定し、同標記の大森山田の農地「、字
前川原、字古淵川原」を「、字稲荷」及び「、字梨ノ木平」を「字半在地」とし、
「字半在地」を「字堰内、字佐野」とし、「字堰向、字程野」を「字卯」とし、「字印」
を「字八ノ木久保」とし、「字八ノ木久保」を「字牛谷地」とし、「牛谷沢」を「および」
と改定し、「及び」を「及び」に改定し、同標記の大森山田の農地「字若狭」を「字若狭」を「字梨木
平」と改定し、「字梨ノ木平」を「および」に改定し、「及び」を「及び」に改定し、同標記の大森山田の農地「字
松ヤ敷、字道の北」を「字松屋敷、字道ノ北」に改定し、「字明戸」を「字明ヶ戸」に改定し、
「字八幡前」を「字八幡前」に改定し、「および字坂下」を「及び字坂ノ下」に改定し、同
標記の大森山田の農地「および字白上」を「及び字白上」に改定し、「字下川原」を「字下夕
川原」に改定し、「および字六日町上川原」を「及び字六日町上川原」に改定し、同標記の大森山田の農地「第10号図」を「第4号図」に改定し、「緑色」を「赤色」に改定し、同標
記の大森山田の農地「第12号図」を「第4号図」に改定し、「緑色」を「赤色」に改定し、
同標記のいづか郷の農地を改定する。

大字沢田	全域
------	----

大字法量	字橋山の区域内の土地であつて次の図面（第4号図）の赤色で着色した部分に該当するものの区域
大字奥瀬	字仙ノ沢、字北向及び字新久保の区域内の土地であつて次の図面（第4号図）の赤色で着色した部分に該当するものの区域
高崎国有林	40林班なる小管内、は小管内、に小班、は小班、ル11小班、ル2小班、ヲ1小班、ヲ2小班、ヲ3小班、ヲ4小班、ヲ5小班、ヲ6小班、ヲ7及びび、ヲ8小班、41林班ほ小管内、チ1小班、チ2小班、リ1小班、リ2及びび、リ3小班
尻辺山国有林	73林班へ1小班、へ2及びト小班、74林班へ1小班、へ2及びト小班、75林班又及びル小班、78林班リ小班、又及びル小班
幌内山国有林	87林班なる8小班、る9小班、へ小管内、ち1小管内、ト及びト小班、88林班ほ小班、に小班、と1小管内、カ及びト小班、ル小班、ヲ小班、ヲ小班、カ及びト小班

黒森山固有林	1 3 5 林班と、 と ₄ 小班、 と ₈ 小班、 と ₁₂ 小班、 と ₅ 小班、	と ₁ 小班、 と ₅ 小班、 と ₉ 小班、 と ₂ 小班、 と ₆ 小班、 と ₁₀ 小班、 と ₃ 小班、 と ₇ 小班、 と ₁₁ 小班、 と ₄ 小班、	と ₂ 小班、 と ₆ 小班、 と ₁₀ 小班、 と ₃ 小班、 と ₇ 小班、 と ₁₁ 小班、 と ₄ 小班、
--------	---	--	--

ただし、国有林野の区域（高崎国有林40林班の小班内、は小班内、に小班、は小班、ル1小班、ル2小班、ヲ1小班、ヲ2小班、ヲ3小班、ヲ4小班、ヲ5小班、ヲ6小班、ヲ7及びヲ8小班、41林班は小班内、チ1小班、チ2小班、ウ1小班、ウ2及びウ3小班、尻辺山固有林73林班へ1小班、へ2及びト小班、74林班へ1小班、へ2及びト小班、75林班及びル小班、78林班リ小班、又及びル小班、幌内山固有林87林班の8小班、ろ9小班、へ小班内、ち1小班内、ト及びチ小班、88林班は小班、に小班、と1小班内、リ小班、又小班、ル小班、ヲ小班、ロ小班、カ及びコ小班、黒森山固有林135林班と、小班、と₂ 小班、と₃ 小班、と₄ 小班、と₅ 小班、と₆ 小班、と₇ 小班、と₈ 小班、と₉ 小班、と₁₀ 小班、と₁₁ 小班、と₁₂ 小班、ち₂ 小班、ち₃ 小班、ち₄ 小班、ち₅ 小班、ち₆ 小班及びち₇ 小班を除く。）（第4号図面の赤色で着色した部分）を除く。

青森県告示第百二十九号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百二十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

15を削り、16を15とする。

青森県告示第百二十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年 月 日 録	氏名又は名称	住 所	及び化場の名称 所在地
平成19 三第一号	平成 一六・三・三	第一孵卵事業 協同組合 代表理事 小出 友則	八戸市卸センタ 一丁目一の八	第一孵卵事業協同組合 青森孵卵場 三戸郡南部町大字法師 岡字仁右工門山三の一 第一孵卵事業協同組合 岩手孵卵場 岩手県九戸郡洋野町大 字大野第一四地割字新 田五

青森県告示第百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成十八年六月一日から平成十九年三月十六日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

公 告

地籍調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	大湊上町の 一部	大湊浜町の 一部

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、庄内地区の県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年四月九日から同年五月九日まで
- 三 縦覧の場所
六ヶ所村役場

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十七号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 審査の実施日時及び場所
 - 1 実施日時
平成十九年五月二十五日（金）午後一時から午後五時まで
 - 2 場所
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 二 実施する審査及び審査対象者
 - 1 施設警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者
 - 2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者
 - 3 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通

誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧二級検定に合格した者

6 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

7 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

1 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十人

2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十一人

3 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 二人

4 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計二人

四 審査の申請手続き

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成十九年四月二十四日（火）から同年五月十一日（金）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する

警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあっては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企画課

電話〇一七・七二三・四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第二十八号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号、以下「講習規則」という。）第一条の規定により公示する。

平成十九年四月六日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 講習の区分、実施期間等

1 講習の区分

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習

2 実施期間

平成十九年五月二十八日（月）から同月三十一日（木）までの四日間

3 実施時間

午前九時から午後四時五十分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

五十人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成十九年四月二十三日（月）から同月二十七日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

受講手数料二万三千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七・七二三・四二一一内線三〇四五
 - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
-

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭